ロ　会社法第百九十二条第一項の規定による請求があつた場合
ハ　会社法第二百三十四条第四項各号に掲げる事項を定めた場合
ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項、第八百六条第五項又は第八百十六条の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

［略］

3 2　令第四条第二項に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

［略］

5 4　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付し、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

一 当該届出書を提出するもの（以下この項において「届出者」という。）に関する事項
二 特定取得に係る会社に関する事項
三 届出者に出資するものに関する事項
四 届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

6 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十一項ただし書の規定を準用する。

7 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知又は令第四条の五第七項の規定に基づき法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する法第二十八条第七項において準用する法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　①令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数は、次に掲げるものが直接に保有する当該法人その他の団体の議決権又は外国議決権の数とする。

一 令第四条の三第一項第三号に規定する外国政府等又は当該外国政府等に対し同項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上である法人その他の団体
二 前号に掲げるものの被支配会社等
三 第一号に規定する外国政府等又は同号に規定する個人若しくは法人その他の団体の被支配会社等（前二号に掲げるものを除く。）

［略］

3 2　令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

2　［同上］

［項を加える。］

3 2　［同上］

4 3　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

5 4　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

6 5　令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　［項を加える。］

［①］　［同上］

［項を加える。］